

有効期間満了日 平成33年3月31日

熊組対第3337号

平成29年12月18日

暴力団排除等のための部外への情報提供について（通達）

**【概要】**

本通達は、各業界において、暴力団員に加え、元暴力団員等を各種取引から排除する仕組みが構築され、事業者からのこれらの者に関する情報提供についての要望が高まっていることを受け、社会からの暴力団排除を一層推進するため、暴力団情報の部外への提供について定めたものであり、

- 基本的な考え方
  - 積極的な情報提供の推進
  - 情報提供の基準等
  - 提供する暴力団情報の内容に係る注意点
  - 情報提供の方式
  - 暴力団情報の提供に係る記録の整備等
- 等の項目からなっている。